

ユニバーサルサービス政策委員会

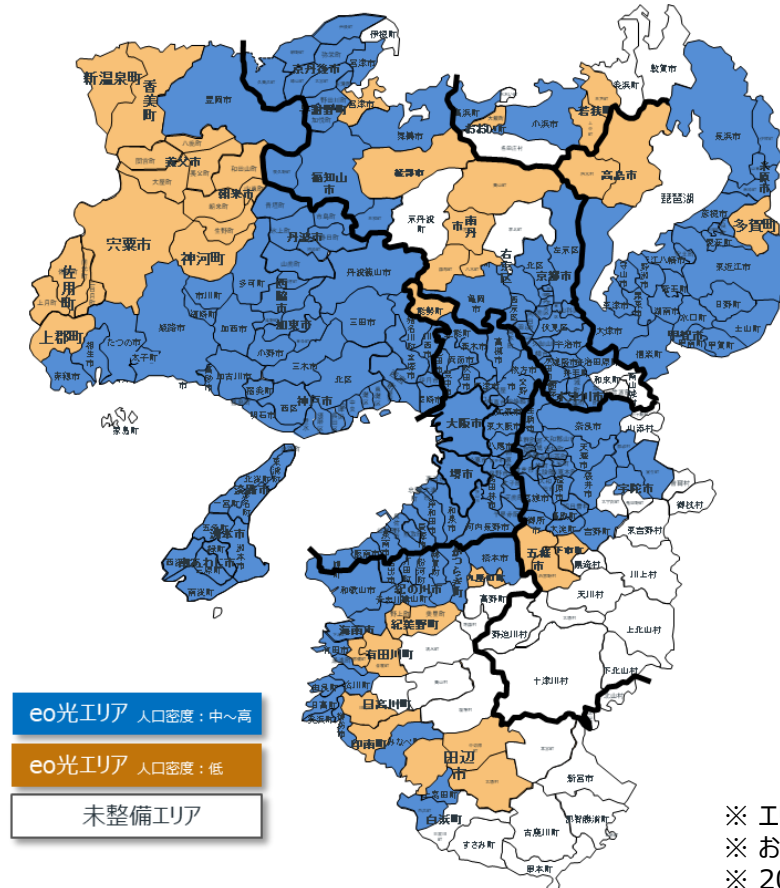
事業者ヒアリング資料

2025年 8月21日

株式会社オプテージ



- 弊社は自己設置事業者として、関西を中心にFTTHサービスエリアを順次拡大
- 事業者によってその規模は様々であるところ、非対称規制を含む規律のもと設備競争を行うことで、サービスの多様化や料金の低廉化、ネットワークの強靱化等に寄与
- 今後の政策検討においても、設備競争を含む公正な競争環境の維持の観点が重要



※ エリア内であっても一部サービス未提供地域あり
※ お客さま向けには、より詳細のエリア検索システムをご提供
※ 2025年3月末時点

- 電話およびブロードバンドは、現代の国民生活に不可欠であることから、あまねく日本全国における提供が確保・維持されるよう、国民負担と事業者負担のバランスを鑑み、持続可能な制度とすることが重要
- ユニバーサルサービスは、国民生活において必要とされるサービスの要件・品質を満たし、かつ国民全体で負担をすることから、必要最低限のコストであるべき
- ユニバーサルサービス制度の目的を達成する上で果たすべき義務や必要となる手続等の検討においては、最終保障提供責務を担う事業者だけではなく様々な規模の事業者による事業運営に関わるところ、設備競争を含む公正な競争環境に影響を与えないように十分に留意して検討することが重要

「検討が必要な事項」の各論点に関する弊社の考え

1. 基礎的電気通信役務台帳の整備に関する事項

- 当該台帳は、提供の求めがあった区域に他事業者が存在するかを把握するためのものであり、実際の提供可否は事業者間で確認が必要であるところ、制度整備にあたっては、報告事業者の過度な負担とならないよう配慮いただくことを要望
- この点、地域単位については、電気通信事業の登録における業務区域に関する現行の申請と同様とすることが望ましい（弊社の場合は都道府県市区町村名にて報告）

27

基礎的電気通信役務台帳の作成

（電気通信事業法第18条の2）

- 最終保障電気通信事業者が、ユニバーサルサービスの提供の求めがあった場所（提供場所）を含む区域に他事業者が存在するか否かを把握できるようにするため、総務大臣が基礎的電気通信役務台帳を作成。
- 基礎的電気通信役務台帳は、基礎的電気通信役務の区分ごと及び地域単位区域ごとに作成し、インターネット等で公表。

基礎的電気通信役務台帳のイメージ

※自ら設置する回線設備等を用いてユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者を記載

区分：固定電話
区域：A 区域

【固定電話を提供する電気通信事業者】

事業者名	住所	連絡先	備考
A株式会社	〇〇県〇〇市〇〇	...	...
B株式会社	△△県△△市△△	...	...
C株式会社	□□県□□市□□	...	□年□月□日 業務の廃止を予定

【最終保障電気通信事業者】

A 株式会社

【最終保障提供責務の発生要件（区域内事業者が役務提供を拒否できる「正当な理由」の内容）】

- 区域内事業者が役務提供を拒否する際の「正当な理由」については、**採算性を著しく欠く場合**や**正常な企業努力にもかかわらず提供できない場合**等が含まれるものと想定

採算性を 著しく欠く場合

⁵⁵ 役務提供義務における「正当な理由」の内容は、交付金による支援を受けている区域とそれ以外の区域とで異なり得るものと考えられる。具体的には、事業者の業務区域に含まれる区域であっても、当該区域について交付金による支援を受けていない場合は、個別のケースで採算性を著しく欠くことが役務提供を拒否する「正当な理由」となり得るが、事業者が当該区域について交付金による支援を受けている場合は、個別のケースで採算性を欠くことは原則として役務提供を拒否する「正当な理由」とはならないと考えられる。ただし、従来は明らかな非居住エリアであった地域に新たに居住者が発生した場合など、一定の例外的な場合には、交付金による支援を受けている区域内であっても個別のケースで採算性を著しく欠くことが「正当な理由」として認められることもあり得るものと考えられる。

総務省 ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 最終取りまとめ（2022 年 2 月 2 日）

正常な企業努力 にもかかわらず提供 できない場合 等

（参考）電気通信事業法の関係条文

3

（提供義務）

第二十五条 **第一号基礎的電気通信役務**〔注：電話のユニバーサルサービス〕を提供する電気通信事業者は、**正当な理由がなければ、その業務区域における当該第一号基礎的電気通信役務の提供を拒んではならない。**

2 **第二号基礎的電気通信役務**〔注：ブロードバンドのユニバーサルサービス〕を提供する電気通信事業者は、当該第二号基礎的電気通信役務の提供の相手方と料金その他の提供条件について別段の合意がある場合を除き、**正当な理由がなければ、その業務区域における届出契約約款に定める料金その他の提供条件による当該第二号基礎的電気通信役務の提供を拒んではならない。**

（1）正当な理由

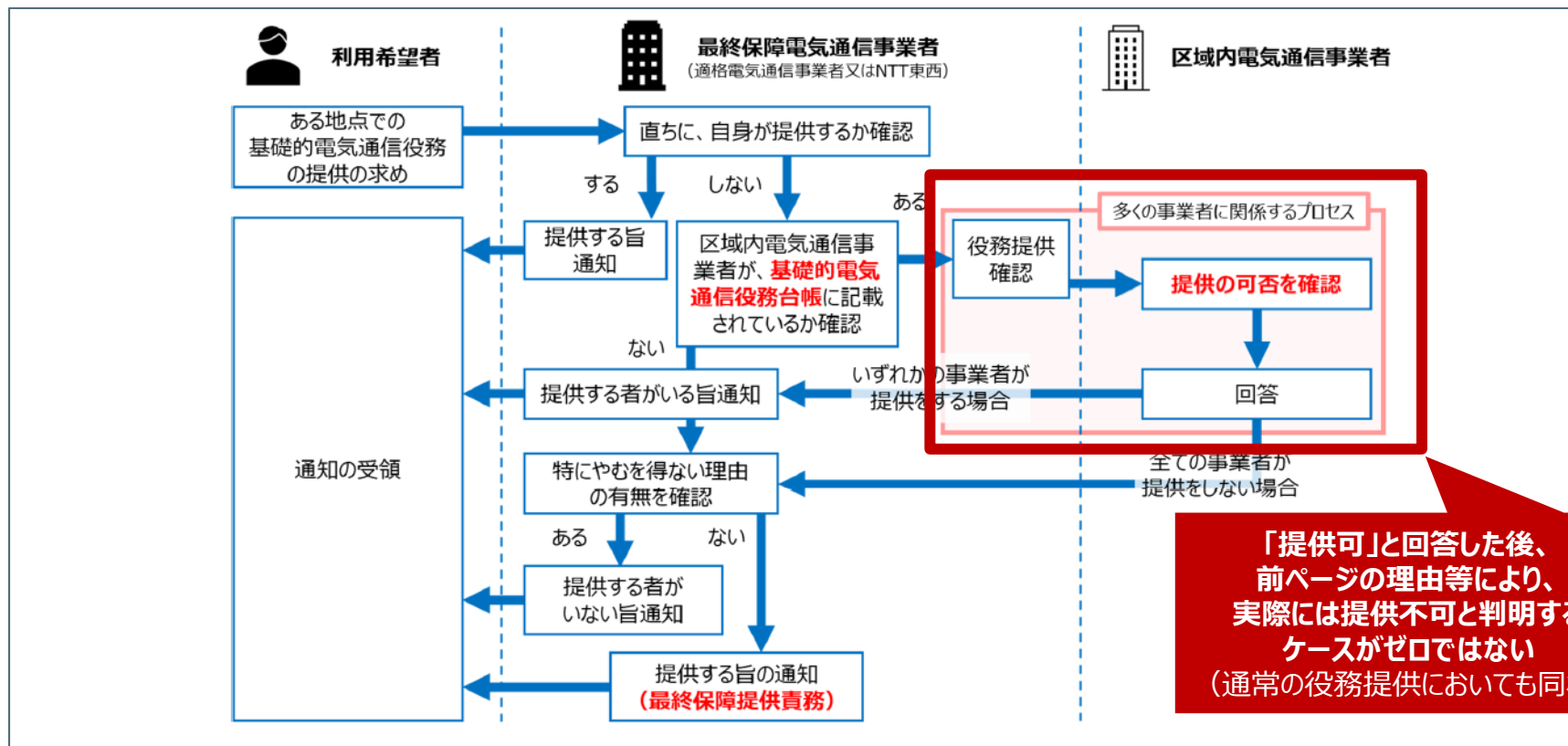
例えば、天災、地変、事故等により電気通信設備に故障を生じ役務提供が不能の場合、料金滞納者に対する場合、その申込を承諾することにより他の利用者に著しい不便をもたらす場合、**正常な企業努力にもかかわらず、需要に対して速やかに対応することができない場合等**である。

（出典：電気通信事業法逐条解説（増補版））

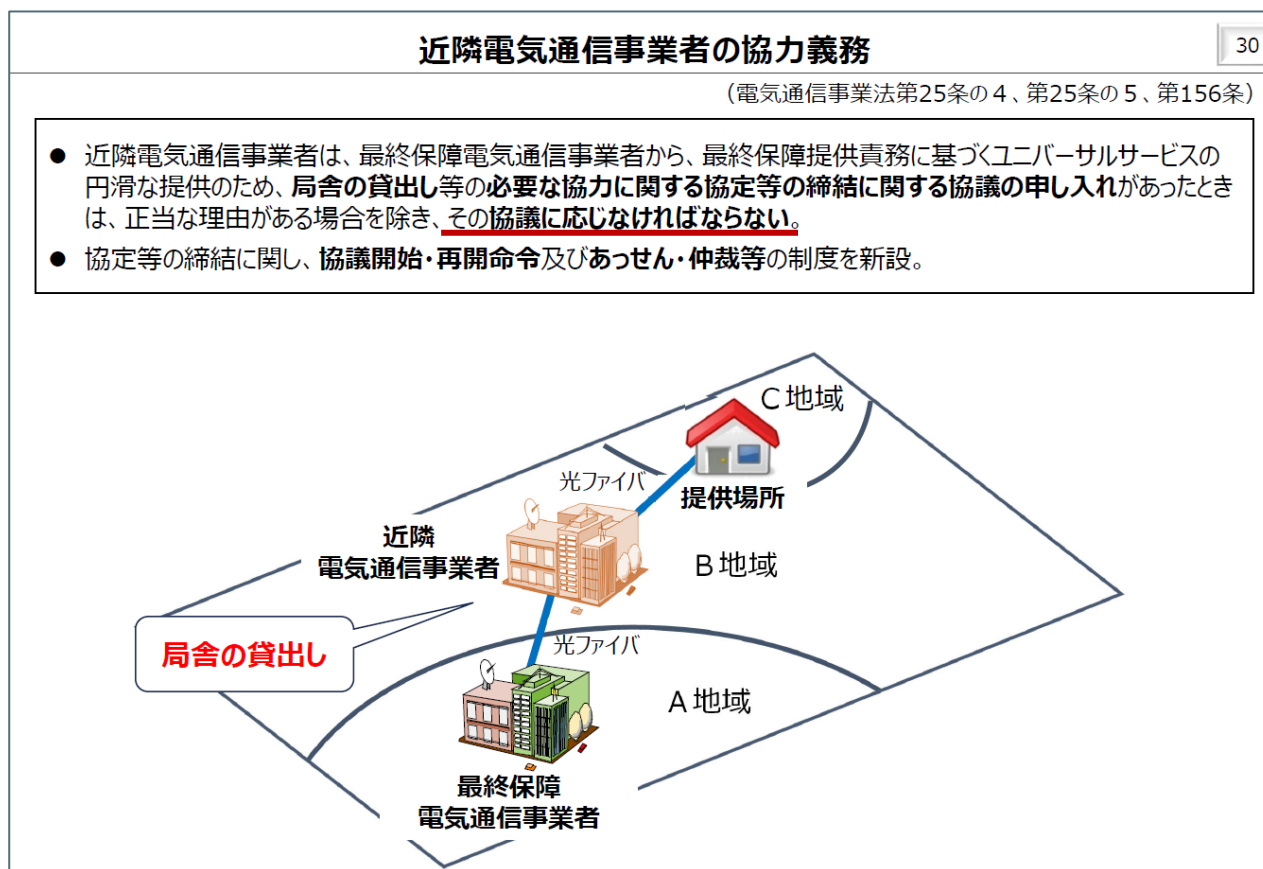
総務省 ユニバーサルサービスWG 第5回（2024 年 3 月 27 日）

【役務提供確認の具体的な方法、期限】

- 最終保障事業者から区域内事業者への役務提供確認に関する一連のプロセスについては **関係事業者の過度な負担とならないよう配慮** いただくことを要望
- この点、実際には利用希望者よりお申込みを頂いた後に当該提供の求めがあった地点までの設計や調査、申請等を行うため、**区域内事業者の「提供可」とする回答の確からしさには一定の限界がある**ことを許容いただきたい



- 最終保障提供責務を担う事業者がユニバーサルサービスを提供するために必要な協力を求める場合、近隣事業者はその協議に応じる義務が課せられている状況
- この点、当該協議への応諾義務について、近隣事業者はその趣旨に鑑み、真摯に対応するべきものと受け止め



- 最終保障提供責務の履行に当たって、責務を担う事業者が近隣事業者から設備等の提供を受けることは、利用者利便の確保や交付金肥大化の抑制に資するものと受け止め
- 一方、近隣事業者が小規模であることを踏まえると、提供条件次第では当該事業者の事業運営に影響を及ぼすおそれも想定される
- この点、近隣事業者からの設備等の提供については民民協議を前提とし、既設の余剰設備を協議対象とすることを改めて要望
- なお設備等の提供に際しては、責務を担う事業者による収支等の公開に伴って提供料金の直接的/間接的な情報開示につながることはないよう、制度検討において考慮が必要

- 特殊会社でない民間会社に対して、自らの申請によらず**行政等が適格事業者を指定する（ひいては最終保障提供責務を課す）**ことは、**憲法上の営業の自由の制限につながるおそれや、設備競争の減退等の公正競争上の問題がある**ものと認識

2. 取組の方向性

(1) ブロードバンドの最終保障提供責務の担い手

最終保障提供責務の担い手について、各地域で最も適した方法で最も適した者を行政が指名する仕組みは、交付金の肥大化による国民負担の増加を抑制する観点からは有効であるが、以下の点等を踏まえると、適当ではない。

- ① 各地域で提供事業者、既存インフラの状況、地理的条件等が様々であることから、最も適した者を選定する基準や選定方法を適切に定めることは容易でないと考えられること
- ② 責務の担い手を確定するプロセスが複雑化する場合、関係事業者の規制コストが多くなるだけでなく、サービス提供の遅れに繋がり、利用者利便を大きく阻害するおそれがあること
- ③ 地域の小規模事業者が責務の担い手に指名された場合、経済的負担の増大等により事業継続が困難となり、設備競争の減退等を招くおそれがあること
- ④ 特殊会社でない民間会社に最終保障提供責務を課し、未提供地域を含めてサービスの提供を義務付けることには、憲法上の営業の自由を制限するための正当化理由が必要となること

以上を踏まえ、NTTは、電電公社から承継した全国規模の線路敷設基盤を保有しているため不採算地域へのサービス展開が相対的に容易であること、ま

39

総務省 市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申
(2025年2月3日)

ユニバーサルサービス責務に係る弊社考え (2/2)

9

【②公正な競争環境の確保の観点】

- ユニバーサルサービスの責務を担う主体の検討においては、**固定通信市場における公正な競争環境を維持する観点からも留意**が必要
- 全国で7割超の光ファイバ回線シェアを持つ**NTT東西殿に非対称規制を課す**ことにより、**複数の事業者による公正な競争環境が確保されている**状況
- この点、地域の小規模な事業者（全国で約300社）に対し、**行政の指名等によりNTT東西殿と同様に最終保障提供責務を課すことは**、小規模な事業者の経済的負担や運用負担の増大から、事業が立ち行かなくなる等により、**設備競争の減退**につながるおそれ
- また、**NTT東西殿が主張する既存提供エリアでの退出規制**は、これまで設備競争によってエリア拡大を図ってきた事業者がさらに**エリアを拡大しようとするインセンティブの減退**につながるおそれ
- 上記懸念により、小規模な事業者に対し、NTT東西殿と同様に最終保障提供責務や退出規制を課すことは、設備競争の減退、ひいては**国民全体へ不利益（料金の高止まり、新技術導入の遅れ、インフラの脆弱化等）**を及ぼすおそれ

弊社も引き続き積極的にエリア展開を進めていくものの、未整備地域においては

- ① FTTH整備・維持等コストの観点（線路敷設基盤の保有によるコスト抑制等）
- ② 公正な競争環境の確保の観点（設備競争やエリア拡大インセンティブの減退等）

の両面から、**NTT東西殿が最終保障提供責務を担うべき**

All Rights Reserved, Copyright © OPTAGE Inc.

総務省 ユニバーサルサービスWG（第4回）事業者ヒアリング 弊社資料
(2024年3月14日)

